

# 視察報告書

委員会名	市民福祉常任委員会					
視察日時	平成 28 年 4 月 26 日 (火) 15 時 15 分 ~16 時 45 分					
視察先	市町村名	札幌市	人口	1,953,833 人	面積	1,121.26 k m <sup>2</sup>
視察項目	子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」に関する調査					
視察参加議員	井上健作、松月よし子、浦伊三次、三嶋俊蔵、黒田公二、徳安達成					
視察随員職員	西正文					

## 視察概要

### (子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」の概要)

札幌市の子どもの権利救済機関「子どもアシストセンター」は、子どもを取り巻くトラブルに関する調査や調整を行うことで、お互いが争うことなく、子どもの最善の利益の実現を目的とする公的機関である。

「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づいて、子どもの権利救済委員制度の一つとして設置され、いじめなどの権利侵害に悩み苦しんでいる子どもに係わる相談から救済までを行い、行政から独立した第三者的立場で子どもを支援し、必要に応じて関係機関にも働きかける仕組みになっている。

このセンターは市役所とは別に民間のバスセンタービルの中に所在（子ども未来局は3階、子どもアシストセンターは6階）に位置している。

### (設立の経緯)

平成 15 年に当時の市長が、施政方針「さっぽろ元気ビジョン」を発表し、これに基づいて子どもの権利条例の制定に取り組んだことがきっかけとなった。条例制定の検討委員会、パブリックコメント等を経て、紆余曲折ありながらも、平成 20 年 11 月の議会本会議において、名称を「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」と修正したうえで可決され、平成 21 年 4 月 1 日施行された。これを受けて「子どもアシストセンター」が開設される運びとなった。

### (「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」の施行までの議論)

子どもの権利条例については、平成元年に国連総会において児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）が採択され、平成 6 年に日本もこの条約を批准していることを受け、札幌市の 1 自治体における条例の必要性が問われた。

また、子どもの権利の行使については、権利ばかり振りかざされ、学校現場等で逆手にとって悪用される恐れがあるのではないか等の意見があり、当時の議会で子どもの権利と義務の点から議論が繰り広げられたが、最終的には「子どもの最善の利益」の実現を目指す条例として施行されることとなった。

### (運営について)

運営体制	救済委員 2 名 調査委員 3 名 相談員 7 名 事務局 4 名 救済委員や調査委員などは、弁護士や大学教授、学校長OBが就任し、カウンセラー経験者などが相談に応じている。
開設時間	月曜日～金曜日 午前 10 時～午後 8 時 土曜日 午前 10 時～午後 3 時
相談方法	電話（子ども専用フリーダイヤル、大人用）、メール、面談
場所	子どもアシストセンター内

### (センターの特徴)

- ・「子どもの最善の利益」を共に考える子どもの権利救済機関であり、申し立ての対象は権利を侵害された子どもの個別救済であること。
- ・トラブルを抱える子どもや保護者にとって、以前は学校等に個別に相談する自力救済の手法しかなかったが、このセンターが条例に基づく権限をもって関係機関や相手方との調整等を行いトラブルを解消することができる。
- ・責任の追及ではなく、当事者同士の対話により子どもの最善の利益の実現を支援する。
- ・道や市、私立の全ての機関に関与できる。
- ・子どもから保護者までの相談を受け、相談方法も多種多様に設定して、広く声を拾うことができる。

相談件数	平成 21 年	実数 1, 278 件	延べ件数	3, 571 件
	平成 23 年	実数 1, 191 件	延べ件数	4, 186 件
	平成 26 年	実数 1, 046 件	延べ件数	3, 713 件

### (今後の課題)

- ・トラブルの初期段階で気軽に相談できる相談機関であることの一層の周知。
- ・多様化する相談内容に対応するための少年育成指導員の更なる資質向上。

### (平成 28 年度以降の展開)

- ・子どもや保護者などが、子どもアシストセンターをより身近な機関として感じられるよう、相談事業や「あしすと出前講座」事業について学校・HP等を通してPRを行う。
- ・少年育成指導員の資質の向上のため、事例研修や外部講師を招いた研修の実施や専門機関との意見交換などを通して研修内容の充実を図る。

### 意見（本市にとって活用すべき事項・課題など）

- ・子どもの権利侵害に関する様々な相談を受ける仕組みは、子どもの生きづらさの解消のために、糸島市も参考とすべきと考える。
- ・行政から独立した第三者的立場で子どもや保護者を支援し、さらに調査・調整することによって課題解決に導く機関は、糸島市も導入を検討するべきである。